



2024年7月17日

各位

会社名 GFA株式会社
代表者名 代表取締役社長 片田 朋希
(コード: 8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、2024年7月17日開催の取締役会において、Seacastle Singapore Pte Ltd. (以下、「Seacastle」といいます。)が保有する第12回新株予約権(2023年12月28日発行)の一部を合同会社トリコロール2(以下、「トリコロール2」といいます。)に譲渡することを承認する決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由

当社は、2023年12月12日付で開示いたしました「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付)並びに行使価額修正条項付き第12回及び第13回新株予約権発行に関するお知らせ」のとおり、2023年12月28日を払込期日として第12回新株予約権を発行いたしました。保有先であるSeacastleより、2024年7月17日付で、引き受けた第12回新株予約権294,118個のうち55,870個をトリコロール2に対し譲渡することについて、承認依頼がありました。

Seacastleは、海運業およびファイナンス業を行っているシンガポールの会社で、これまで日本の上場企業への投資、資金調達に寄与した実績があり、当社への投資を含めて投資検討を継続されています。Seacastleはトリコロール2と以前より、日本企業への投資案件等に関して互いに情報交換を行っている仲であり、今回トリコロール2よりSeacastleが保有する日本企業の投資先ポートフォリオのなかで、セカンダリーでも買い取れる機会などがなくご相談があり、Seacastleとしてもポートフォリオの入れ替えを検討していたため、保有する当社の新株予約権に関しても関心がないか提示を行っており、その後の両社協議で、トリコロール2より正式に新株予約権の一部を譲受したい旨の申し出を受けたとのことです。

トリコロール2については、有価証券の購入・売却等を行うことを目的として設立された純投資を行う日本のファンドであり、過去にも上場企業への投資実績があります。

また、トリコロール2の菅原代表とは以前に運営する別の事業会社と当社との協業を模索するなど、当社代表とも面識があり、当社の事業に関しても共感を頂いている先でもあることから、譲渡に際しても問題がないと判断し、承認をしております。

2024年7月17日時点で、Seacastleは第12回新株予約権を106,396個行使しており、残個数は187,722個となっております。

今回の新株予約権の譲渡につきまして、Seacastleからトリコロール2に対して、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項ないし第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「新株予約権制限超過行使」といいます。)を行わないこと、新株予約権制限超過行使に該当する本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が新株予約権制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、また本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で新株予約権制限超過行使に係る義務を負うこ

とを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させることなど、第12回新株予約権の割り当て契約書に基づく行使条件をすべて承継することを確約済みである旨の書面もSeacastleより事前に差し入れがあり、当社で確認了承しております。

また、トリコロール2よりは、当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有期間は短期であります。市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを確認しております。

2. 新株予約権の譲渡内容

譲渡する個数に関しては、Seacastleとトリコロール2の両社意向なども踏まえて協議の上、決定されています。

- (1) 譲渡先 合同会社トリコロール2
- (2) 譲渡承認日 2024年7月17日
- (3) 譲渡日 2024年7月17日
- (4) 譲渡個数 55,870個 (新株予約権1個につき10株)
- (5) 譲渡金額 5,195,910円 (新株予約権1個につき93円)
- (6) 当初行使価額 51円

※本件譲渡による当該新株予約権の行使条件及び発行要項に変更事項はありませんが、2024年5月1日を効力発生日として当社は株式10株を1株に併合しており、当社の株価及び投資単位につきましては調整されています。

3. 譲渡先の概要

(1)	名 称	合同会社トリコロール2	
(2)	所 在 地	東京都中央区銀座三丁目11-19	
(3)	代表者の役職・氏名	代表社員 菅原 広隆	
(4)	事 業 内 容	投資業等	
(5)	資 本 金	1,000,000円	
(6)	設 立 年 月 日	2007年7月18日	
(7)	発 行 済 株 式 数	-	
(8)	決 算 期	3月	
(9)	業 務 執 行 社 員	菅原 広隆	
(10)	主 要 取 引 先	該当事項はありません。	
(11)	主 要 取 引 銀 行	三菱UFJ銀行	
(12)	大株主及び持株比率	菅原 広隆 100%	
(13)	上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
		人 的 関 係	該当事項はありません。
		取 引 関 係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(14)	当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態	相手先の意向により、非開示とさせていただきます。	

当社は譲渡の承認に先立ち、譲渡先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認のために独自に専門の第三者調査機関であるレストルジャパン21株式会社(住所:東京都千代田区内神田1-7-5 代表取締役 野畑 研二郎)に調査を依頼し、譲渡先が反社会的勢力および反市場行為に関わる内容は確認されなかった旨の報告を受けております。また、払込みに要する資金等については、トリコロール2の菅原代表より、本件にかかる譲渡金額を上回る金額を調達し、十分な資金の確保が予定され

ていることを口頭及び調達にかかる契約書等で確認しております。当社としても譲渡に際していずれも問題ないことを確認し、判断しております。

4. 今後の見通し

当該新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考)

第12回新株予約権の概要

①新株予約権の発行日	2023年12月12日
②発行した新株予約権の総数	294,118個(新株予約権1個当たり10株)
③発行した新株予約権の目的たる株式の種類及び数	普通株式2,941,180株
④発行価額	総額27,352,974円(新株予約権1個当たり93円)
⑤行使価額及び行使価額の修正条項	行使価額：1株あたり51円 当初行使価額は、2023年12月12日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)と同額であります。行使価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日(但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が26円(本新株予約権の発行に係る決議日直前取引日終値の50%に相当する金額の小数以下の端数を切り上げた金額)(以下「下限行使価額」といい、調整されることがあります。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。
⑥権利行使期間	2023年12月29日から2025年12月26日

以上